

秦野市行政手続に関する条例の一部を改正することについて

秦野市行政手続に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年2月26日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、処分等の求め、行政指導の中止等の求め等の規定を設けるため改正するとともに、字句等の整理を行うものであります。

秦野市行政手続に関する条例の一部を改正する条例

秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第4章 行政指導（第31条－第35条） 第5章 届出（第36条）	」	「第4章 行政指導 第5章 処分等の 第6章 届出（第
-----	--------------------------------------	---	-----------------------------------

（第31条－第36条）
求め（第37条）に、「第6章」を「第7章」に、「第37条・第38条）
38条」を「第39条・第40条」に改める。

第2条第6号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第4章」を「第5章」に改め、同条第6号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第10条第1項中「ことさらに」を「殊更に」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「すでに」を「既に」に改める。

第13条第1項本文、同条第2項、第14条第1項各号列記以外の部分及び同条第3項前段中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第17条第2項中「さらに」を「更に」に改める。

第22条第1項中「さらに」を「更に」に改め、同条第3項後段中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第28条各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条中「ことさらに」を「殊更に」に改める。

第34条第3項第2号中「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、その行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) その権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) その権限の行使が前号の要件に適合する理由

第38条を第40条とし、第37条を第39条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第36条を第38条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第35条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第36条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（本市の条例及び事務処理の特例に関する条例により本市が処理することとされた事務について規定する神奈川県条例をいう。以下この条及び次条において同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、その行政指導がその法律又は条例に規定する要件に適合しないと考えるときは、その行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、その行政指導の中止その他必要な処置をとることを求めることができる。ただし、その行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) その行政指導の内容
- (3) その行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) その行政指導が前号の要件に適合しないと考える理由
- (6) その他参考となる事項

3 市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その行政指導がその法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、その行政指導の中止その他必要な処置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

(処分等の求め)

第37条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その

是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと考えるときは、その処分をする権限を有する市長等又はその行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、その処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) その処分又は行政指導の内容
- (4) その処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
- (5) その処分又は行政指導がされるべきであるとする理由
- (6) その他参考となる事項

3 市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（秦野市国民健康保険税条例の一部改正）

2 秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「同条例第34条第2項」を「同条例第34条第3項」に改める。

（秦野市市税条例の一部改正）

3 秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「同条例第34条第2項」を「同条例第34条第3項」に改める。